

第19回秋田市情報公開・個人情報保護審査会会議録

1 日 時 平成31年5月29日（水）午後5時～午後6時

2 会 場 会議兼応接室

3 出席者

(審査会) 柴 田 一 宏 会長
上 田 晴 彦 委員
高 橋 静 子 〃
竹 田 勝 美 〃
中 澤 俊 輔 〃
橋 田 直 久 〃

(事務局) 嶋 貢 総務部長
鈴 木 勉 総務部次長
本 田 徹 文書法制課長
澤田石 真 〃 課長補佐
佐々木 由 佳 〃 主席主査
鎌 田 恵 司 〃 主査

4 議事等

(1) 議事

- ア 会長の選任
- イ 会長職務代理者の指名
- ウ その他（会議録署名委員の指名）

(2) 報告

- ア 平成30年度情報公開制度の運用状況について
- イ 平成30年度個人情報保護制度の運用状況について
- ウ その他（審査会委員の身分等）

事務局 (鎌田)	会議に入る前に、委嘱状の交付を行う。 (委嘱状の交付)
	ただいまから「第19回秋田市情報公開・個人情報保護審査会」を開催する。
事務局 (本田)	委員および職員を紹介する。 (委員および職員の紹介)
事務局 (鎌田)	ここで、嶋総務部長より挨拶を申し上げます。 (部長挨拶。挨拶後、総務部長・次長は退席)
事務局 (鎌田)	議事に入る。初めに定足数の確認であるが、委員6名が全員出席しており、秋田市情報公開・個人情報保護審査会規則第3条第2項に基づき、審査会が成立していることを報告する。 会長が選任されるまでの間、事務局が進行を務める。 議事の(1)「会長の選任」についてであるが、審査会規則第2条第1項に「委員の互選により定める」と規定されているため、委員からの意見を求める。
上田委員	柴田委員が適任であると考えている。
事務局 (鎌田)	柴田委員というご意見があるが、ほかに意見はないか。 柴田委員はどうか。
柴田委員	了承する。
事務局 (鎌田)	会長は、柴田委員に決定した。 以後の進行は、柴田会長にお願いする。
柴田会長	会長に選任していただいた柴田である。審査会委員や事務局職員も新任者が見られ、私自身も初心に返り務めて参る所存である。よろしく願います。 それでは、次第に従って進める。議事の(2)「会長職務代理者の指名」についてだが、会長職務代理者を竹田委員にお願いしたい。
竹田委員	了承する。
柴田会長	次に議事の(3)「その他」について、事務局から何かあるか。
事務局 (鎌田)	本日の会議録の署名委員の指名についてである。審査会が終わると毎回会議録を作成し、内容について各委員の確認後、会長および署名

委員から署名をもらっている。

秋田市情報公開・個人情報保護審査会運営要領第8条第3項に、会議録は会長と会長が指名する1名の委員の署名をもって確定するとの規定があるため、柴田会長から今回の会議録署名委員を指名していただきたい。

柴田会長 会議録署名委員は名簿順にしたい。今回は、上田委員とする。

上田委員 了解した。

柴田会長 次に、報告に入る。平成30年度情報公開制度の運用状況と個人情報保護制度の運用状況について、事務局から続けて説明願う。

事務局 「平成30年度情報公開制度の運用状況」について報告する。
(佐々木) 資料3-1は、開示請求の処理状況や実施機関別の決定内容など全体的な数値をまとめたもので、資料3-2は、平成30年度の具体的な請求・開示の内容を一覧にしたものである。

処理状況は、過去5か年度分の開示請求の状況を表にしており、処理状況は5項目に分かれている。

①請求があった公文書の内容を黒塗りすることなく、あるがままの状態でお見せすることを開示、②公文書の一部に氏名、住所などの個人情報といった不開示情報が含まれる場合に、その部分だけを黒塗りしてお見せする部分開示、③公文書の全部に不開示情報が記録されていて、全てを開示しない不開示、④そもそも公文書を保有していない不存在、⑤例えば、特定の個人に関して、生活保護の受給資格についての開示請求があった場合など、公文書が実際にあるかないかにかかわらず、公文書の存否について回答してしまうと個人情報という不開示情報を開示することになってしまうような場合の存否応答拒否、それ以外に取下げ、却下に分かれている。

平成30年度は187件で、前年度より12件少なく、請求者数は66人であり、前年度より13人少なくなっている。

実施機関別の決定内容は、市長宛の請求が最も多く、137件で、次に上下水道局21件、教育委員会12件、消防6件、美大7件、市立病院4件となっている。

資料3-2は、平成30年度中に請求があったものの具体的な開示対象文書の名称や、所管課、決定内容等について一覧にしたもの。

「請求者の区分」は、条例第5条の該当号を表している。「開示方法」は4つの区分があり、①閲覧、②閲覧および写しの交付、③写しの交付、④郵送による写しの交付、となり請求者が請求時に選択している。

「決定期限、決定日、開示日」は、文書法制課で請求を受け付けた日から起算して15日目が決定期限で、この期限までに担当課で部長

までの内部決裁をとる期限となる。「決定日」は実際に担当課が決裁をとった日で、「開示日」は請求者に実際にお見せした日となる。

「7条該当号」は、不開示情報該当号を記載している。

そのほか、第三者意見照会を実施したケースが10件、期間延長をしたケースが6件となっている。

続いて個人情報保護制度の運用状況であるが、資料4-1の処理状況だが、平成30年度29件で、処理状況の内訳は開示が16件、部分開示が4件、不存在が9件、不開示、存否応答拒否はなかった。

実施機関別決定内容だが、市長が最も多く25件、市立病院4件となっている。説明は以上である。

柴田会長

ただ今の説明に対して、ご意見等があればお願いします。

橋田委員

不開示となったのが設定金額、最低制限価格の場合、これを開示してしまうと入札の意味がなくなるということの説明であったが、もう少し具体的に説明してほしい。

事務局
(佐々木)

例えば清掃業務委託のように、毎年度継続的に入札を行う業務委託契約があって、設定金額なども例年同じような内容の場合、金額が公表されてしまうことで翌年度以降の入札金額の目安ができてしまう。そうなるとその金額の範囲ぎりぎりのところで札入れを行うこととなり、市にとっても経済的デメリットが生じ得るなど、入札の本来の目的を達成できなくなってしまう可能性があるため、条例第7条6号の不開示情報としているものである。

橋田委員

継続的に行われない事業に対しては、開示はあり得るということで了解する。

竹田委員

個人情報の開示請求の中で住民票、附票の発行請求について、不存在というのは公文書は存在したが、保存期間が過ぎていて廃棄した場合とそもそも発行履歴がない場合との2つの意味ととらえるが、その場合、例えば発行履歴がないことについて不存在という回答をするのか。

事務局
(鎌田)

ご指摘のとおり不存在決定には大きく2種類あり、対象文書がかつて存在していたものの保存期間が満了し廃棄したため存在していない場合、そもそも作成又は取得していないため存在していない場合に分けられる。その場合、例えば、「廃棄しているため」又は「作成又は取得していないため」などの理由を記載して公文書の不存在決定を行い通知している。

この種の請求は、自分が知らないうちに自分以外の方が自分の住民票や附票を取得したのではないかと、ということから開示請求する場合

が多いため、文書がない場合は不存決定通知があることで安心することもできる。また、請求履歴があったとしても住民票は同じ世帯であれば本人以外でも当然取得でき、戸籍は直系の尊属卑属であれば理由なく取得することができるため、本人以外が適正に取得したものも含まれる。その場合、本人以外が住民票等を請求した情報、例えば住民票の請求書中の請求者氏名や住所などは、その方の個人情報に該当するため、その部分を黒塗りして開示している。

橋田委員 病院に関してだが、本人からのカルテの開示請求は拒否できない、全て開示という理解でよいか。また、請求できる者は本人と法定代理人ということによろしいか。

事務局
(鎌田) 個人情報の制度は、自己情報コントロール権を定め、自分の情報を利用するという制度であるため、基本的には開示となるが、偶然にその同じ文書中に他の個人情報や公にすることができない情報が含まれていれば黒塗りとなる。開示請求できる者についてはそのとおりである。

柴田会長 平成30年度はなかったが、却下というのはどういう場合が該当するのか、初めての委員もおられるので説明願う。

事務局
(鎌田) 請求権がないということで申請に対する却下ということになる。秋田市の情報公開制度は、何人が開示請求できるという制度ではない。秋田市情報公開条例第5条に規定されているのは、秋田市にお住まいの方や、通勤通学されている方、利害関係人などに限定している。これらに該当しなければ請求があっても請求に対して却下処分を行っている。

柴田会長 ほかにご質問等なければ、次第6の「その他」について事務局から何かあるか。

事務局
(鎌田) 資料1についてだが、毎月、両制度の開示請求の運用状況について前月分の内容を月報としてまとめ、各委員へ送付しているものである。

上田委員 以降はPDFファイルなどでメールに添付できないか。

事務局
(鎌田) 請求件名の中に個人情報等の不開示情報が含まれている場合であっても、その部分を〇〇〇などとし、加工すればメール送信も問題ないものと思われる。今後はメール送信することとする。

次に、審査会の委員の身分等についてだが、資料5をご覧ください。当審査会は、地方自治法に定める執行機関の附属機関であり、

秋田市情報公開・個人情報保護審査会条例第2条を根拠に設置されている審査会である。委員の身分については、地方公務員法第3条第3項第2号に規定する特別職非常勤職員であるため、秋田県市町村議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償に関する条例が適用され、公務災害と認定されれば、秋田県市町村総合事務組合より補償されることとなる。説明は以上である。

柴田会長

ほかに特にないようなので、以上で第19回秋田市情報公開・個人情報保護審査会を閉じる。